

安芸市森林・林業・木材産業  
振興ビジョン策定委託業務

仕様書

令和4年5月

安芸市農林課

# 安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務 仕様書

## 第一章 総 則

### 第1条 （適用の範囲）

本仕様書は、安芸市（以下「甲」という。）が委託する安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務（以下、「本業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 受託者（以下「乙」という。）は、すべて契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い本業務を実施しなければならない。

### 第2条 （本業務の目的）

本業務は、安芸市の森林・林業・木材産業に関わる様々な取組を効果的に運用し、川上から川下までの関係者・関係機関が一体となって総合的かつ計画的に各種施策を推進するために、今後実施すべき取組の基本方針や具体的な取組内容等を定めた「安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン」を策定することを目的とする。

### 第3条 （提出書類）

乙は、以下に示す書類のほか、甲が指示するものを指定期日までに提出しなければならない。なお、提出部数は、甲より特別な指示があった場合を除き各々1部提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者等通知書及び技術者の資格証の写し
- (3) 業務完了報告書
- (4) その他甲が求めるもの

### 第4条 （個人情報の取り扱い）

乙が、この本業務による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を明確にし、甲の書面による承認を受けた上で、その目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集しなければならない。

#### 第5条 （管理技術者の選任）

乙は、本業務の目的を十分に理解し、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を管理技術者として選任しなければならない。

管理技術者は技術士（森林部門－林業（林業・林産））の資格を保有し、同種業務の履行実績を有する者を配置すること。

#### 第6条 （疑義）

乙は、契約書等に定める事項について疑義が生じた場合及び本業務の実施上の細目については、甲と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 第7条 （検査）

甲は、必要があると認めるときは、本業務実施中、中間検査（立入り調査を含む。）を実施することができるものとする。乙は、正当な理由なくこれを妨げてはならない。

2 乙は、甲の要請により中間検査を受ける場合、事前に成果品及び関係資料を整備しなければならない。

#### 第8条 （完了に伴う納品、検収）

乙は、本業務の完了に当たっては、第3条に規定する業務完了報告書を甲に提出し、甲の検収を受けなければならない。

2 本業務における成果品の納入先は安芸市農林課とする。

3 乙は、検収のため必要な資料の提出その他の処理については甲の指示に従わなければならない。

#### 第9条 （履行期間）

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和6年3月29日までとする。

#### 第10条 （貸与資料）

本業務の実施に必要な資料は必要に応じて別途貸与する。

#### 第11条 （その他）

乙は、仕様書等に従って本業務を施行するものであるが、これらに明示していない事項でも業務を実施するうえで必要と認められる事項は、乙の責任において実施しなければならない。

## 第二章 業務内容

### 第12条 (業務概要)

本業務の概要は、以下に示すとおりとする。

- (1) 計画準備等
- (2) 既存資料の収集・整理
- (3) 関係機関との調整
- (4) 森林・林業・木材産業振興ビジョンの作成
- (5) 策定委員会運営支援
- (6) 報告書作成
- (7) 計画書及び計画書概要版の作成
- (8) 打合せ協議

### 第13条 (計画準備等)

乙は、事前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務内容・数量、業務実施体制、工程計画、連絡体制等についてとりまとめた業務計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

### 第14条 (既存資料の収集・整理)

本業務の実施にあたり、安芸市が保有する森林に関する計画、統計資料、森林簿情報、林地台帳、森林基本図、空中写真、航空レーザ計測による森林資源および地形解析データ等の基礎資料を収集し、計画検討に必要な資料の整理を行う。

### 第15条 (関係機関との調整)

計画検討と策定委員会運営の事前準備として、必要に応じて関係機関へのヒアリングを実施し、各種調整を行うものとする。

### 第16条 (森林・林業・木材産業振興ビジョンの作成)

前条での森林基礎資料を活用し、「安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン(案)」を作成する。具体的な整理・検討内容は以下のとおりとし、策定委員会での協議を行ったうえで、甲の承認を得るものとする。

- (1) 安芸市の森林・林業の現状のとりまとめ
- (2) 安芸市の森林・林業の課題の整理
- (3) 安芸市の森林・林業の将来像の設定

- (4) 森林区分（森林ゾーニング）の検討
- (5) 基本方針と各種施策の検討

#### 第 17 条（策定委員会運営支援）

乙は、「安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン」について協議するために開催する策定委員会の運営補助を行う。策定委員会に係る資料及び議事録は、甲と協議のもと乙が整理して作成する。策定委員会開催日数は 3 回程度とし、策定委員会委員は安芸市、高知県、森林組合、民間林業事業体、木材加工事業者、学識経験者等を予定する。

2 策定委員会の開催に際し、策定委員会委員への謝礼金が必要な場合には、甲が負担する。

#### 第 18 条（報告書の作成）

本業務で整備した基礎資料や検討資料、策定委員会資料について、報告書としてとりまとめる。

#### 第 19 条（計画書及び計画書概要版の作成）

検討した成果について、一般公表用の計画書を作成する。また、計画書概要版（A 3 見開き両面）を作成する。

#### 第 20 条（打合せ協議）

本業務における打合せ協議は、着手前、中間 3 回、完了時の計 5 回を標準とする。業務の実施状況については、逐次、甲の監督職員に報告を行う。

### 第三章 成果品

#### 第 21 条（成果品）

本業務の納入成果品は下記のとおりとする。

##### (1) 安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ①報告書〔A4 簡易製本：ホッチキスとめ〕   | 1 式    |
| ②報告書電子データ               | 1 式    |
| ③計画書及び計画書概要版（A 3 見開き両面） | 各 50 部 |
| ④計画書及び計画書概要版電子データ       | 1 式    |

##### (2) その他甲が指示するもの